

観音寺市新学校給食センターPFIアドバイザー業務委託仕様書

1 業務名

観音寺市新学校給食センターPFIアドバイザー業務

2 目的

本業務は、本市が令和7年4月より運営開始を予定している 新学校給食センター（以下、「給食センター」という。）について、PFI手法により整備・運営するにあたり、実施方針の策定から事業者との契約の締結までに至る一連の業務について、業務実施上必要な（金融、法務及び技術面における）支援並びに必要となる調査・検討及び資料作成等の支援を行う。

3 委託契約期間

契約締結の日から令和5年6月30日まで

4 業務委託内容

業務委託内容は次のとおりとする。

(1) 実施方針及び要求水準書（案）作成にあたっての前提条件の整理

- ① PFI 導入可能性調査の精査
- ② 既存学校給食施設の跡地活用等の検討
- ③ 法的な制約、必要な許認可の整理
- ④ リスクの抽出及び検討
- ⑤ PFI 事業者の事業範囲の検討
- ⑥ 設計・建設・維持管理・運営等に係る概算事業費の算出
- ⑦ 事業実施スケジュールの検討

(2) 実施方針の作成及び公表に係る支援

- ① 実施方針の作成
- ② 実施方針に関する説明会の開催支援
- ③ 実施方針、要求水準書（案）に関する質問回答作成
- ④ 実施方針の修正及び公表資料作成

(3) 要求水準書（案）の作成

民間事業者の創意工夫、ノウハウ等が発揮できるような要求水準書（案）を作成するとともに、これに付随する業務支援を行う。

(4) 特定事業選定のための評価及び公表に係る支援

- ① PSC の算定
- ② PFI LCC の算定
- ③ VFM の算定・評価
- ④ 特定事業公表に係る資料の作成
- ⑤ 債務負担行為の設定支援

(5) 民間事業者の募集に係る支援

- ① 要求水準書の作成
- ② 入札説明書（案）の作成
- ③ 各種様式（案）の作成
- ④ 落札者決定基準（案）の作成
- ⑤ 基本協定書（案）の作成
- ⑥ 事業契約書（案）の作成
- ⑦ 事業者説明会の開催補助
- ⑧ 質問回答書の作成

(6) 評価・選定、公表に係る支援

- ① 提案書の整理及び審査資料の作成
- ② 事業者選定委員会の設置及び運営支援
 - ア 設置
事業者選定委員会の設置に係る委員選定等に必要な情報提供等の支援
 - イ 運営補助
事業者選定委員会への出席、議事録の作成、議題の提案、資料作成等
- ③ 選定結果の公表に係る関係資料作成
- ④ VFMの再検証

(7) 基本協定、仮契約及び契約締結業務等に係る支援

- ① 事業契約に係る選定事業者との交渉等
- ② 基本協定書、仮契約書、契約書の作成
- ③ 契約締結後の公表文書の作成

(8) モニタリング手法等の検討

- ① 設計・建設・維持管理・運営業務に対するモニタリングの方法及び項目の検討
- ② 設計・建設・維持管理・運営業務に対するモニタリング計画書案の作成

(9) 打合せ協議

打合せ協議は必要に応じて行うものとする。また、その打合せ及びその他の会議等については記録を残すものとし、市の確認を得ること。

5 民間事業者の業務受託の禁止

本業務を受託した者は、本PFI 事業に、応募又は参加しようとする民間事業者のコンサルタント等になることはできないものとする。

6 成果品

- ① 業務報告書・・・3部（A4版、縦型、横書き、左綴じ、簡易製本）及び電子データ一式
- ② 公表資料集・・・1部及び市ホームページに掲載可能な電子データ一式
- ③ 業務完了までの会議録及び関係資料一式

7 所有権

本業務に係る成果物等に関する権利は本市に帰属するものとする。本市の承諾無しに使用、又は公表してはならない。

8 守秘義務

受託者は当該事業を進めるにあたり知り得た事項について、委託者が公表する事項は公表する前に、それ以外の事項については一切を他に漏らしてはならない。なお、本業務を実施する上で必要な調査において、必要とする事項については委託者と協議の上、委託者の指示に従うものとする。

9 支払方法及び支払時期

業務完了後、受託者から適法な請求があった日から 30 日以内に一括で支払うものとする。

【担当課】

観音寺市教育部学校給食課

〒768-0012 観音寺市瀬戸町四丁目 1 番 215 号

電話：0875(57)6660

F A X：0875(57)6661

E メール：kyuushoku@city.kanonji.lg.jp